

岩手県告示第 451 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路の種類	路線名	区 間
県道	宮古岩泉線	宮古市栄町 6 番 1 地先から末広町 12 番 49 地先まで 宮古市館合町 20 番 5 地先から 18 番 7 地先まで 宮古市栄町 25 番 9 地先から末広町 28 番 11 地先まで